

申告前に聞いておきたい

軽減税率制度における決算処理と転嫁拒否の対応

10月1日に消費税率引上げと軽減税率制度が導入され、今年度の税務申告、特に軽減税率制度に対応した申告について、金沢税務署から講師を招き、そのポイントをお話頂きます。また、消費税の転嫁拒否の対策については公正取引委員会の講師からお話を頂く説明会を開催します。

説明会は法人企業向けと個人事業所向けに会場を2つに分けて実施致します。この機会にぜひ受講ください。

【開催要領】

開催日時：2019年**12月4日(水) 13:30~16:00**

開催場所：金沢商工会議所会館2階 研修室1 (〒920-8639 金沢市尾山町9-13)

受講無料

【講座内容】

○法人企業向け 13:30~14:40 会場は研修室1C 定員：20名(先着順)

13:30~14:10 軽減税率制度について(法人企業向け)

講師：金沢税務署

14:10~14:40 消費税の価格転嫁拒否の是正について

講師：公正取引委員会

○個人事業所向け 14:50~16:00 会場は研修室1AB 定員：30名(先着順)

14:50~15:30 軽減税率制度について(個人事業所向け)

講師：金沢税務署

15:30~16:00 消費税の価格転嫁拒否の是正について

講師：公正取引委員会

受講料：無料 問合せ先：企業支援グループ 江村

(TEL:263-1157 FAX:263-1158 MAIL:shien@kanazawa-cci.or.jp)

※下記申込書に必要事項を記入の上、FAXまたは郵送などでお申し込み下さい。

※地下に駐車場があります(有料・台数に限りあり)。

◆◆◆ 消費税軽減税率制度・転嫁拒否対策説明会 受講申込書 ◆◆◆

※切り取らずこのまま送信して下さい

2019年 月 日

住所	〒	参加者氏名
事業所名		
業種		
従業員数		
TEL	-	FAX -

※受講票は発行いたしません(定員超過等により、受講いただけない場合は、ご連絡いたします)。

※ご記入情報は、当所からの連絡・情報提供や講座参加者の実態調査に限り、利用する事があります。